

健康科学センター一年報
第 25 号
(令和 5 年度・6 年度)

目次

1. はじめに	
健康科学センター長	3
健康科学副センター長	4
2. 健康科学センター業務	5
3. 年間業務報告	
1. 令和5年度の年間業務報告	6
2. 令和6年度の年間業務報告	7
4. 講義・講演会	8
5. 健康科学センター利用状況	
1. 受診と健康相談	9
2. カウンセリング	10
6. 学生定期健康診断	11
7. 子宮頸がん検診	14
8. 新型コロナウイルス感染症の対応	14
9. 健康科学センター運営規定	15

1 はじめに

健康科学センター
センター長 小川 亜弥子

令和2年1月、国内初の新型コロナウイルス感染者が確認されました。今なお感染の波はあるものの、令和5年5月の5類感染症への移行を機に、学生・教職員の皆さまは以前のような大学生活・教育研究活動を取り戻し、令和6年度には活気ある福岡教育大学の景色が戻って参りました。お届けする第25号の年報は、この令和5年度・6年度の2年分が対象となります。

健康科学センターは、「医療部門」と「カウンセリング部門」の2部門から組織されています。医師（教授）、看護師、カウンセラーなどの専門スタッフのもと、大学における保健管理に関する専門的業務を一体的に行っています。これに加えて、現在は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症へのより一層の警戒と備えを行ったり、遅れて出てくると言われる持続的なストレス状況のメンタルヘルスへの影響を注視したりすることも、当センターが担うべき重要な役割となってきました。

令和7年2月には健康科学センターの改修工事が完了し、3月24日より利用再開の運びとなりました。7ヶ月弱にわたる改修工事期間中は、学生会館に居を移し、診察室やカウンセリング室を仮設するなどして、通常と変わらぬ業務を継続すべく努めて参りました。しかしながら、守秘義務性の高い相談活動については、場所の確保が思うに任せないこともあったため、必ずしも十分とはいえない状況でした。来所者の減少は、これに起因したものと推測しております。改めまして、この場を借りて、お詫び申し上げます。

リニューアル後の健康科学センターは、室内も明るく、温かみのある雰囲気生まれ変わりました。心身の健康は、QOL（Quality Of Life;生活の質）そのものを左右します。学生の皆さまが楽しい学生生活を送ったり、教職員の皆さまが働きやすい職場環境を確保したりできるよう、引き続きスタッフ一丸となって力を尽くす所存です。気軽にご利用・ご活用いただけると幸いに存じます。

今回は令和5年度・6年度の2年分の年報となりますが、この2年間の変化としては3年半に及ぶ新型コロナウイルス感染症の感染対策が解除されて徐々に以前の日常生活が戻ってきました。学生生活も行動制限がなくなり、授業や実習も以前のように実施されるようになってきました。しかしこの2年間の振り返ってみると、新型コロナウイルス感染症流行前後で学生の変化を感じるものが少なくありません。

一つは感染症で受診する学生が大きく減りました。今は新型コロナウイルス感染やインフルエンザ感染の場合公欠扱いとなるため、診断を受けたり治療薬を処方してもらうために最初から医療機関を受診する学生が増えたのでしょう。しかし感染症だけでなく、外傷や捻挫などの整形外科的な受診も減っている印象があります。濃厚接触者の特定や行動制限を行っていた時期はセンターに来所するのはごく限られた人だけであったため、多くの学生にとって受診などで来所する習慣がないのかもしれませんが、今後も感染症での受診は減少したまま推移すると推測されますが、その他の疾患での来所者数の変化が気になります。

また身体的な医療相談以外の、メンタル面の相談なども減ってきている印象があります。大学生活が平穏で楽しく過ごせるようになって悩み自体が減っているのであれば、それはそれで良いことでしょう。しかし様々なことを学びながら成長していく過程で、やはり様々な悩みは生じてくると思っています。その悩みを健康科学センター以外の友達や家族といった周囲の人に相談し、そこで解決していればそれもいいでしょう。逆に悩みがあっても人に相談できない（どう相談したらいいかわからない）といった学生が増えていないか心配しています。

上記のような変化が新型コロナの流行による一時的なものなのか、経過を見ていく必要性を感じています。

これからも学生の健康状態を心身両面からサポートしていく所存であります。そのためにも今後とも、皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

2 健康科学センター業務

健康科学センターの業務詳細は下表のとおりである。

業務内容			令和 5 年度	令和 6 年度
学生と教職員の 傷病・相談対応	傷病対応		○	○
	相談対応		○	○
	新型コロナウイルス感染症対応 ※令和 5 年 5 月 8 日に感染症 5 類へ移行するまで対応継続		○	×
学生健康診断	健康診断		○	○
	有所見者と未受検者フォロー		○	○
	健康診断証明書発行		○	○
教職員健康診断	VDT 健診		○	○
	ストレスチェック		○	○
教育実習	アンケート	実習前（3 月）	Google フォーム	紙媒体
		実習前（8 月）	紙媒体	実施せず
		実習最終週	紙媒体	Google フォーム
	事前指導	3 月	対面	対面
		8 月	対面	対面
	実習校へ配慮を依頼		○	○
	実習先附属学校を巡回訪問		○	○
新入生に関する 業務	入学時アンケートとフォロー		○	○
	初年次セミナー		対面	対面
救護待機	入試		○	○
	オープンキャンパス		○	○
	学祭		○	○
広報・啓蒙活動	広報誌作成と配布		年 1 回発行	年 1 回発行
	パンフレット作成と配布（センター利用案内と教職員向け学生相談活用について）		○	○
	健康科学センターHP 定期更新		○	○
	心理テストとワークショップ開催		○	心理テストのみ実施
	年報作成（隔年作成）		—	○
	感染症・熱中症等のポスター掲示		○	○
安全衛生活動	職場環境確認のため職場巡視		○	○
	裁量労働制記録簿の確認等		○	○
	教職員対象 AED 講習会		○	○
	学生対象 AED 講習会		オンライン	対面
学研災について	入学予定者の保険料徴収		○	○
	保険請求の事務手続き		○	○
	加入証明書の発行		○	○
癒やしの広場の開催			○	○
健康科学センター運営委員会			書面会議	書面会議

3 年間業務報告

1. 令和5年度の年間業務報告は下表のとおりである。

月	内 容
令和5年4月	・学生定期健康診断と有所見者のフォロー実施 ・新入生アンケート実施と相談希望者、高得点者へのフォロー実施 ・広報誌メッセージ春号発行し、新入生と教職員へ配付 ・教養講義（こころと体の健康科学A）開講 ・新入生対象の初年次セミナー開講
5月	・教職員定期健康診断とストレスチェック開始 ・第1回健康科学センター運営会議開催（書面会議） ・日本学生相談学会参加（当番校 昭和女子大学） ・「教職員向け学生相談の利用方法について」のパンフレット配布 ・「癒やしの広場」の開催
6月	・教職員 VDT 健診実施 ・教職員対象 AED 講習会 ・学校医による教職員健診後の保健指導実施 ・「癒やしの広場」の開催
7月	・「心理テスト」実施（希望する学生対象）
8月	・令和5年度九州地区大学保健管理研究協議会オンライン参加（当番校 熊本大学） ・教育実習直前の事前指導とアンケート実施
9月	・教育実習開始（附属小・中校への巡回訪問、アンケートの実施とフォロー） ・大学院入試にて救護待機
10月	・教養講義（こころと体の健康科学B）開講 ・令和5年度全国大学保健管理研究集会参加（当番校 金沢大学） ・大学院合格者の入学手続き
11月	・推薦、大学院、特別専攻科入試にて救護待機 ・ウォーキングチャレンジ参加 ・ワークショップ開催（希望学生対象） ・「癒やしの広場」の開催
12月	・推薦入試、大学院、特別専攻科合格者への入学手続き ・学生対象 AED 講習会（オンライン）
令和6年1月	・共通テストにて救護待機
2月	・前期日程入学試験にて救護待機 ・令和6年度教育実習参加学生に対しての事前指導 - アンケート実施と相談希望者と高得点者へのフォロー実施
3月	・後期日程入学試験にて救護待機 ・前期・後期日程の入学手続き ・令和6年度教育実習参加学生の配慮願のための面談開始 ・令和5年度フィジカルヘルスフォーラム参加（当番校 北海道教育大学）

2. 令和6年度の年間業務報告は下表のとおりである。

月	内 容
令和6年4月	・学生定期健康診断と有所見者のフォロー実施 ・新入生アンケート実施と相談希望者、高得点者へのフォロー実施 ・広報誌メッセージ春号発行し、新入生と教職員へ配付 ・教養講義（こころと体の健康科学A）開講 ・新入生対象の初年次セミナー開講
5月	・教職員定期健康診断とストレスチェック開始 ・第1回健康科学センター運営会議開催（書面会議） ・日本学生相談学会参加（当番校 東北大学） ・「教職員向け学生相談の利用方法について」のパンフレット配布
6月	・教職員 VDT 健診実施 ・教職員対象 AED 講習会 ・学校医による教職員健診後の保健指導実施
7月	・「心理テスト」実施（希望する学生対象） ・学生対象 AED 講習会（外部講師） ・健康科学センター改修工事のため仮場所へ引越
8月	・令和6年度九州地区大学保健管理研究協議会オンライン参加（当番校 佐賀大学） ・教育実習直前の事前指導とアンケート実施（対面）
9月	・教育実習開始（附属小・中校の巡回訪問、アンケートの実施とフォロー） ・大学院入試にて救護待機
10月	・大学院合格者への入学手続き ・教養講義（こころと体の健康科学B）開講 ・令和6年度全国大学保健管理研究集会参加（当番校 神戸大学） ・子宮頸がん検診の説明会
11月	・推薦、大学院、特別専攻科入試にて救護待機 ・ウォーキングチャレンジ開始
12月	・推薦入試、大学院、特別専攻科合格者への封入作業と入学手続き ・学生対象子宮頸がん検診
令和7年1月	・共通テストにて救護待機
2月	・前期日程入学試験にて救護待機 ・令和7年度教育実習参加学生に対しての事前指導（対面）、アンケート実施と相談希望者、高得点者へのフォロー実施
3月	・後期日程入学試験にて救護待機 ・前期・後期日程の入学手続き ・令和6年度フィジカルヘルスフォーラム参加（当番校 九州大学） ・健康科学センター改修工事終了

1. センター医師による教養講義「こころと体の健康科学」を開講している。
2. 上記講義の一環として、下記の講演会等を開催した。
 - (1) 令和5年度
 - 4 月 防犯講演会（宗像警察署）
 - 10 月 婦人科の話（外部講師）
 - 11 月 宗像・遠賀保健福祉環境事務所との共催にて学生対象のゲートキーパー研修
歯科の話（外部講師）
 - 12 月 消費者生活センター講演会
 - (2) 令和6年度
 - 4 月 国税局税務課講演会
 - 5 月 防犯講演会（宗像警察署）
 - 7 月 婦人科の話（外部講師）
 - 10 月 ヨガの話（外部講師）
 - 11 月 宗像・遠賀保健福祉環境事務所との共催にて学生対象のゲートキーパー研修
 - 12 月 消費者生活センター講演会

5 健康科学センター利用状況

1. 受診と健康相談

診察と健康相談のためにセンター来所した学生及び教職員の対応件数は下表のとおりである。

年 度 等 項 目	学 生 (件)		教 職 員 (件)	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
感染症	0	0	1	0
新生物	0	0	0	0
血液・造血器疾患及び免疫機能障害	0	1	0	0
内分泌・栄養・代謝疾患	12	0	0	0
精神と行動の障害	8	9	3	0
神経系の疾患	25	5	0	3
眼及び附属器の疾患	8	1	0	1
耳及び附属器の疾患	4	1	0	1
循環器系の疾患	3	17	0	1
呼吸器系の疾患	59	46	8	12
消化器系の疾患	19	10	2	4
皮膚・皮下組織の疾患	2	4	0	0
筋骨格系・結合組織の疾患	8	10	4	0
腎・尿路・生殖器系の疾患	16	9	2	2
妊娠・分娩・産褥	0	0	0	0
周産期の疾患	0	0	0	0
先天奇形、変形及び染色体異常	0	0	0	1
症状・診断不明確・異常所見	29	22	2	8
損傷・中毒及びその他の外因の影響	124	87	8	0
傷病及び死亡の外因	0	0	0	0
保健サービス	73	59	0	0
計	392	277	30	33

2. カウンセリング

カウンセリングのためにセンター来所した学生及び教職員の対応件数は下表のとおりである。

年度 項 目	学 生 (件)		教 職 員 (件)	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
進路、就学	165	137		
性格、対人関係	359	178	2	3
トラブル（ハラスメント含む）	0	6	3	0
心の病に伴う相談（診断あり）	131	36	0	0
教職員コンサルテーション			6	4
発達障害の相談	47	7		
保護者からの相談	12	7		
身体の相談（心身の健康）	121	132	0	0
その他（友人の相談など）	30	41		
分類不能	0	0	0	0
計	865	544	11	8

6 学生定期健康診断

1. 実施期間

4月第1週の4日間で全学年の健康診断を実施している。学部生、院生はそれぞれ課程・プログラム・専攻毎に受付時間を設定している。

2. 検査項目

(1) 学部2年生以上・院2年生以上

胸部レントゲン検査と内科診察は健診業者に委託し、身長体重・血圧検査については学生自身が健康科学センターにて測定を行う。

(2) 新入生（学部・大学院・特別専攻科）

胸部レントゲン検査、内科診察、身長体重、血圧検査、尿検査を業者に委託して実施している。

3. 学年別受検率

年度	令和5年度			令和6年度		
	対象者 (名)	受検者 (名)	受検率 (%)	対象者 (名)	受検者 (名)	受検率 (%)
過年度生	77	24	31.2	80	21	26.5
4年生	625	565	90.4	620	490	79.0
3年生	623	572	91.8	630	554	87.9
2年生	635	589	92.8	614	553	90.0
1年生	617	612	99.2	625	624	99.8
院2年生以上	56	47	83.9	50	40	80
院1年生	42	34	81.0	49	43	87.8
特専	13	13	100	17	17	100
総数	2,688	2,456	91.4	2,685	2,342	87.2

4. 検査項目別結果

胸部レントゲン検査、内科診察、血圧検査、尿検査の結果は下表のとおりである。

(1) 胸部レントゲン検査

年度 内 訳	令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
対象者	2,688	2,685
受検者	2,544	2,494
所見なし	2,536	2,489

ア 再検査結果

年 度 項 目		令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
対象者		8	5
内訳	所見なし	4	0
	経過観察	2	0
	治療中	0	0
	要精密検査	0	1
	未受検	2	4

(2) 内科診察

年 度 項 目	令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
対象者	2,688	2,685
受検者	2,541	2,491

ア 健康科学センター医師診察対象者

内科診察にて有所見者（心雑音、不整脈、甲状腺腫大等）はセンター医師診察の対象となる

年 度 項 目	令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
対象者	26	17
内訳	所見なし	0
	経過観察	9
	治療中	1
	要精密検査	7
	未受検	0

(3) 血圧検査

年 度 項 目	令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
対象者	2,688	2,685
受検者	2,497	2,400

ア 再検査

最高血圧値 140 mm Hg 以上または 80 mm Hg 以下、最低血圧 90 mm Hg 以上、脈拍 1 分間 100 以上の場合を再検査対象とする

年 度 項 目		令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
対象者		39	30
内訳	異常なし	36	23
	経過観察	0	2
	治療中	0	0
	要精密検査	0	1
	未受検	3	4

(4) 尿検査

尿検査は新入生（学部生・大学院生・特別支援教育専攻科）のみ実施している。

2 次検査は「1 次検査にて有所見者」「生理中」「当日受けられなかった者（尿検査容器を忘れた等）」を対象とする。

年 度 項 目		令和 5 年度 (名)	令和 6 年度 (名)
1 次検査	対象者	672	691
	受検者	661	680
	未受検者	11	12

2 次検査	対象者		103	80
	内 訳	所見なし	93	64
		治療中	1	0
		要精密検査	0	6
		経過観察	0	1
		未受検	9	9

7 子宮頸がん検診

福岡県と協同にて若年女性がん検診推進事業の一環として、令和6年12月5日と12日の2日間に構内にて出張子宮頸がん検診を実施した。実施にあたっては県内の協力自治体に住民票を置く学生は住民健診として取り扱い、受診者全員の検診費用は自己負担無しとした。

受診者内訳 住民健診対象 77 名
 住民健診対象外 79 名 計 156 名

8 新型コロナウイルス感染症の対応

令和5年4月1日～5月8日までの対応について下表のとおりである。
 感染症5類への移行後はセンターとしては以前の様なメールでの病状確認のためのフォローは行わず、問い合わせ時のみ対応した。

	コロナ陽性	濃厚接触者	体調不良	周囲が疑い	健康観察	合計
令和5年度	9	1	12			22

(制定 平成 24 年 9 月 21 日)

改正平成 26 年 1 月 30 日 平成 26 年 12 月 25 日

平成 28 年 3 月 24 日 令和 3 年 4 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人福岡教育大学運営規則（以下「運営規則」という。）第 18 条及び第 29 条第 2 項の規定に基づき、福岡教育大学健康科学センター（以下「センター」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、本学における学生及び役職員の健康管理に関する業務を行い、もって心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 心身の健康管理に関する調査研究
- (2) 健康管理の実施に関する企画立案
- (3) 健康診断、健康指導及び精神衛生管理の実施
- (4) 精神的及び身体的健康相談の実施
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(部門)

第 4 条 センターに次に掲げる部門を置く。

- (1) 医療部門
- (2) カウンセリング部門

(職員)

第 5 条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医師（医師である教員を含む。）
- (4) カウンセラー
- (5) 看護師
- (6) その他必要な職員

(センター長)

第 6 条 センター長は、学長の命を受けて、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、理事又は副学長の中から、学長が指名する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、理事又は副学長の任期の終期を超えることはできない。

(副センター長)

第 7 条 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、推薦を行ったセンター長の任期の終期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、センター長が任期の途中で欠けた場合は、引き続き在任し、次期センター長が指名される前日をもって辞任するものとする。

(医師)

第8条 医師は、医療部門に所属し、学生及び役職員の健康管理に関する業務に従事する。

(カウンセラー)

第9条 カウンセラーは、カウンセリング部門に所属し、学生及び役職員の健康管理に関する業務に従事する。

(看護師)

第10条 看護師は、医療部門に所属し、学生及び役職員の健康管理に関する業務に従事する。

(センター運営委員会)

第11条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、運営規則第37条第2項の規定に基づき、健康科学センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次の事項を審議する。

- (1) センターの予算に関する事項
- (2) センターの諸規程の制定改廃に関する事項
- (3) センターの管理・運営に関する事項
- (4) センターの業務に係る自己点検・評価に関する事項

3 委員会は次に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医師(医師である教員を含む。)
- (4) 学長が指名する教員 若干名
- (5) 学生支援課長
- (6) その他学長が必要と認める者

4 委員会は、構成員の5分の3以上の出席をもって成立する。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に委員長、副委員長を置くものとし、委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会における審議の後、学長又はセンター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 福岡教育大学保健管理センター運営規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び福岡教育大学教育学部附属体育研究センター運営規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則(平成 26 年 1 月 30 日)

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に就任するセンター長の任期は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、就任の日から 2 年を経過する日が属する年度の 3 月 31 日までとする。
- 3 前項にかかわらず、第 6 条第 3 項ただし書に該当する場合は、同項ただし書を適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において現に副センター長である者の任期については、改正後の第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(令和 3 年 4 月 28 日)

この規程は、令和 3 年 4 月 28 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。